様式第3号（第13条、第20条、第22条関係）

じん肺健康診断結果証明書

ふりがな		性別	男・女
氏名		生年月日	明・大・昭　年　月　日
住所			
	(変更)		
事業場	名称	業種	
	所在地		

じん肺の経過

初めてのじん肺有所見の診断　年

前2回の決定状況	決定年月　年　月	じん肺管理区分	PR	F			
	決定年月　年　月	じん肺管理区分	PR	F			
決定年月	じん肺管理区	PR	F	決定年月	じん肺管理区分	PR	F
年　月				年　月			
年　月				年　月			
年　月				年　月			
年　月				年　月			

既往歴

肺結核	歳	心臓疾患	歳
胸膜炎	歳		
気管支炎	歳	その他の胸部疾患	
気管支拡張症	歳		
気管支喘息（ぜん）	歳		歳
肺気腫（はいきしゅ）	歳		歳
			歳

粉じん作業職歴

現在の事業場にくる前	事業場名及び粉じん作業名	期間	年数	現在の事業場に来てから	粉じん作業名	期間	年数	累計
	事業場名 粉じん作業名　（　号）	年　月から 年　月まで	年　月		（　号）	年　月から 年　月まで	年　月	年　月
	事業場名 粉じん作業名　（　号）	年　月から 年　月まで	年　月		（　号）	年　月から 年　月まで	年　月	年　月
	事業場名 粉じん作業名　（　号）	年　月から 年　月まで	年　月		（　号）	年　月から 年　月まで	年　月	年　月
	事業場名 粉じん作業名　（　号）	年　月から 年　月まで	年　月		（　号）	年　月から 年　月まで	年　月	年　月
	事業場名 粉じん作業名　（　号）	年　月から 年　月まで	年　月		（　号）	年　月から 年　月まで	年　月	年　月
	事業場名 粉じん作業名　（　号）	年　月から 年　月まで	年　月		（　号）	年　月から 年　月まで	年　月	年　月
	粉じん作業に従事した期間の合計	年　月			（　号）	年　月から 年　月まで	年　月	年　月

エックス線写真による検査

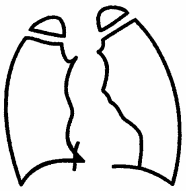

1.撮影年月日　年　月　日

2.写真番号

3.撮影条件　KV

mAs

増感紙

4.エックス線写真の像

イ.小陰影の区分

(0/-0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+)

像	区分	タイプ
粒状影	／	p q r
不整形陰影	／	

ロ.大陰影の区分（A B C）

ハ.付加記載事項

(pl plc co bu ca cv em es px tb)

年　月　日　医療機関の名称及び所在地

医師氏名　㊞

肺機能検査

1.身長　　m　年齢満　　歳

2.肺活量予測値　　ℓ

第一次検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日
	肺活量	ℓ	ℓ
	努力肺活量	ℓ	ℓ
	1秒量	ℓ	ℓ
	1秒率	□□.□　%	□□.□　%
	%肺活量	□□□.□　%	□□□.□　%
	V25／身長（m）	□.□□ℓ/sec/m	□.□□ℓ/sec/m
第二次検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日
	採血の部位		
	採血から分析終了までの時間	分	分
	酸素分圧	TORR	TORR
	炭酸ガス分圧	TORR	TORR
	肺胞気動脈血酸素分圧較差	□□.□□　TORR	□□.□□　TORR

判定　F（－　＋　＋＋）　医療機関の名称及び所在地

年　月　日　医師氏名　㊞

胸部に関する臨床検査

検査年月日　年　月　日

自覚症状	呼吸困難	I II III IV V	他覚所見	チアノーゼ	＋　－
	せき	＋　－		ばち状指	＋　－
	たん	＋　－		副雑音	＋－(部位　)
	心悸亢進（しんきこうしん）	＋　－			
	その他			その他	

年　月　日

医療機関の名称及び所在地

医師氏名　㊞

合併症に関する検査

検査年月日	年　月　日	すべる肺結核以外の合併症に関する検査	結核菌	たん	とまつ塗抹 ＋ －	しん滲出液	とまつ塗抹 ＋ －	
自覚症状					培養 ＋ －		培養 ＋ －	
結核精密検査	結核菌	とまつ塗抹 ＋ －		たん	年月日	年　月　日	年　月　日	
		培養 ＋ －			量	mℓ	mℓ	
	エックス線	撮影法（　）			性状			
				喀痰細胞診（かくたん）	年月日（初日）	年　月　日		
					所見			
				エックス線特殊撮影	撮影法（らせんCT、その他（　））			
	特殊撮影	所見			所見			
	赤血球沈降速度	1時間値　mm	その他の所見					
		2時間値　mm						
	ツベルクリン反応	mm×　mm						

判定　　医療機関の名称及び所在地

年　月　日　医師氏名　㊞

医師意見

医師氏名　㊞

備考　第10条第2項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。